

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
こども家庭課	家庭児童相談	1	①	家庭児童相談	子どもの発達に関することや、育児に関する悩みなどの相談に応じ、家庭における児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図る。	市民	・家庭における児童の日常生活上の問題及び知能・言語等に関する相談指導	7,741	A	継続
		2	①	グループ指導会	保護者等については、育児相談・発達相談及び指導を行うことで、子どもの健全な発達を支援するとともに、子どもについては、集団での遊び等を通じて、人との関わり方を学ぶ機会を提供する。	市民(3歳児健診等により発達に遅れがある子どもや子どもの発達を心配する保護者)	・自由遊び、課題遊び等の親子での交流 ・座談会等による保護者同士の交流	1,232	A	継続
		3	①	どならない子育て練習法講座	暴力や暴言を使用せずに子どもを育てる技術を保護者に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す。	市民(子育てに不安を感じている保護者)	・行動療法を基礎とするしつけに関するトレーニングプログラムの実施	1,374	A	継続
	児童福祉事務	1	①	児童虐待防止SOSセンター	児童虐待の通告・相談の受け皿となり、児童虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援を図る。	市民	・専用のフリーダイヤルを設置 ・虐待通告・相談の対応	901	A	継続
		2	①	児童虐待相談及び対応	市民や関係機関から相談を受けた家庭に対して状況の確認を行うとともに、継続的な面接等の必要な支援を行う。	市民(虐待または虐待の疑いのある家庭)	・家庭訪問による面接 ・電話相談	22,893	A	継続
		3	①	要保護児童対策地域協議会の運営	協議会の運営の中核となり、関係機関の役割分担や連携に関する調整を行うことにより、児童虐待の早期発見や迅速な対応を行う。	市職員、国機関、県機関、その他	・要保護児童等に関する必要な情報の交換 ・要保護児童等に対する支援内容に関する協議	3,305	A	継続
		4	①	児童虐待防止啓発活動	児童虐待が子どもに及ぼす影響や地域の見守りの重要性、通告の意味などの児童虐待の防止について市民の理解を深める。	市民	・子育て講演会の開催 ・児童虐待防止推進月間を中心にグッズの配布等を行う ・リーフレット等の配布による周知	5,104	A	継続
		5	①	養育支援訪問事業	支援が必要な家庭に対し、養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。	要支援児童等(その他要件あり)	・養育に関する専門的相談・指導 ・家事・育児支援	2,590	A	継続
		6	①	児童総合相談	土日に専門相談窓口を設置し、平日に相談することのできない保護者からの相談を受けることにより、安心して子育てを営めるように支援する。	・市民(子育て中の保護者) ・保育園、幼稚園及び学校等の子育てに関わる職員	・専門相談員の配置及び専用電話の設置 ・子育てに関する相談	1,668	A	継続
		7	①	第三子及び多胎児産前産後ヘルパー派遣	多子世帯及び多胎児の妊娠出産期における母の負担軽減を図り、子育てを支援する。	第三子以降の子の産前産後、多胎児の産前産後(その他要件あり)	・家事支援 ・育児支援	11,772	A	縮小
	母子生活支援施設入所等事業	1	①	母子生活支援施設入所事業	何らかの事情により子どもの養育が困難な母子世帯を母子生活支援施設に入所させ、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	市民(18歳未満の子どもを養育する母子等。その他要件あり。)	・母子生活支援施設への入所 ・退所者についての相談、その他の援助	53,019	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		2	⑥	旧すみれ館の維持管理	平成28年4月1日で閉館となった母子生活支援施設すみれ館の維持管理を行う。	市職員	・定期的な点検	1,147		継続
	ひとり親家庭相談	1	①	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員を配置することで、ひとり親家庭等の様々な悩みや生活全般についての相談に応じ、自立に向けた支援を行う。	市民(ひとり親世帯等)	母子・父子自立支援員が離婚や各種支援施策の利用など幅広い相談に応じる。	6,447	A	継続
	母子家庭等自立支援	1	①	母子家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等に対して、一貫した就業支援を行うことで、自立の促進を図る。	市民(ひとり親世帯等)	就業相談に応じるとともに、就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの就業支援を行う。	872	A	継続
		2	①	ひとり親家庭等日常生活支援事業	社会的な事由や生活環境の激変により、日常生活を営むことに支障が生じているひとり親家庭等を支援する。	市民(ひとり親世帯等)	疾病などにより、一時的に生活支援等のサービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、掃除等の生活援助などを行う。	0	B	継続
		3	①	ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭等が自立するための意欲形成と家庭生活の安定を図る。	市民(ひとり親世帯等)	ひとり親家庭の母等が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、交流や情報交換を行う。(年4回程度実施)	410	A	継続
		4	①	ひとり親家庭等学習支援事業	貧困対策の一環として、ひとり親家庭等の児童の学習を支援するとともに、学習の習得に不安を感じる保護者の負担の軽減を図る。	市民(ひとり親世帯等)	児童扶養手当受給世帯の中学生を対象とし学習塾形式で週1回2時間、学習支援員による学習指導や進路指導等を行う。事業は業務委託により実施。	12,462	A	継続
		5	①	自立支援教育訓練給付金事業	給付金を支給することで、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発の取り組みを支援する。	市民(ひとり親世帯等)	資格取得のための指定講座を受講し、修了した場合に、受講にかかった費用の一部を支給する。	623	A	継続
		6	①	高等職業訓練促進給付金等事業	給付金を支給することで、ひとり親家庭の母又は父が就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進する。	市民(ひとり親世帯等)	看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に、就業又は育児と修業が困難な方に給付金を支給する。	36,875	A	継続
		7	①	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていく。	市民(ひとり親世帯等)	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。	382	A	継続
		8	①	母子・父子自立支援プログラム策定事業	公共職業安定所と協力し、ひとり親家庭等の就業を支援することで、自立の促進を図る。	市民(ひとり親世帯等)	こども家庭課内に母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、公共職業安定所と連携・協力して自立に向けたプログラムを策定する。	280	A	継続
		9	①	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実及び総合的な支援体制の構築・強化を図る。	市民(ひとり親世帯等)	こども家庭課内に就業支援専門員を配置し、職業能力向上のための相談指導等を行うとともに、母子・父子自立支援員と連携・協力して自立支援を行う。	211	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業（業務）名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
	子育て短期支援事業	1	①	子育て短期支援事業	保護者が仕事や疾病などの理由で子どもを養育することが困難になった場合、施設で子どもを預かり食事の提供等を行う。	市民	平日の夜間に子どもを預かるトワイライトステイ事業及び子どもの宿泊を伴うショートステイ事業。 (対象は原則3歳から9歳までで、市内の児童福祉施設で実施)	9,196	A	継続
	児童扶養手当	1	④	児童扶養手当支給	手当の支給により、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図る。	市民（ひとり親世帯等）	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の認定 児童扶養手当の支給 現況届に関する事務 	1,300,536	A	継続